

**令和6年度及び7年度岩手県広報誌(いわてグラフ)に  
係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務**

**企画コンペの審査について**

令和6年2月

岩手県

この「企画コンペの審査について」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度及び7年度岩手県広報誌(いわてグラフ)に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するための、企画コンペ方式の審査の指針等について定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、委託企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、コンペ参加者から提出されたコンペ提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

## 2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 【様式3-1】岩手県広報誌(いわてグラフ)企画制作等提案書【15点】
現状と課題の分析
企画制作の概要、現在の事業からの改善点
(2) クリエイティブ能力（「いわてグラフ」見本誌）【60点】
ア 編集の視点
イ 全体の体裁
ウ 個別課題記事の作成
エ 自由提案の内容
(3) 業務基準（具体的方策等）【10点】
(4) 業務履行能力（組織体制、業務実績、地域経済への波及効果等）【10点】
(5) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【5点】

## 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は企画コンペ提案書及びコンペ参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) コンペ参加者が6者を超える場合には、委員会の部会においてコンペ提案書による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会においてコンペ提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) コンペ参加者が6者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。なお、コンペ参加者が1者のみであった場合にも、委員会においてコンペ提案書及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するに相応しいか否かを

評価し、その旨を県に報告するものとする。

- (4) 委員会の委員は、コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) 3(4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とするものとする。